

岩手県医療局管理規程第7号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(特殊勤務手当)			(特殊勤務手当)		
第5条 [略]			第5条 [略]		
2・3 [略]			2・3 [略]		
4 第2項の規定にかかわらず、救急看護等業務手当は、その月分を当月の給料の支給日に支給する。			4 第2項の規定にかかわらず、救急看護等業務手当（ <u>医療局長が定める病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員に支給する場合に限る。</u> ）は、その月分を当月の給料の支給日に支給する。		
5 [略]			5 [略]		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
救急看護等業務手当	病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員	勤務1月につき <u>4,000円</u> の範囲内で 医療局長が定める額	救急看護等業務手当	(1) <u>医療局長が定める病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員</u>	勤務1月につき <u>12,000円</u> の範囲内で 医療局長が定める額
				(2) <u>医療局長が定める病院等以外の病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員のうち医療局長が定める病院等の業務に従事する者</u>	勤務1回につき <u>580円</u> の範囲内で 医療局長が定める額
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。